

第十九條 本組合本部役員を以て  
組織し組合長之を召集す但し  
理事の半数以上を要する時  
は臨時召集す理事は各支部組  
合員五十名迄で一名而名迄で  
二名以上百名を増すごとに一  
名を増すの割合よりて選出す  
理事会議長は組合長之に任じ  
議事は出席理事の過半数を以  
て決す可否同様なる場合 議長  
不正決す

第二十条 総行委員会は組合長主事会計  
執行委員会を以て組織し大会並  
に理事会決議に基づき会務を執  
行す

第二十一条 会計会議は本組合会計支部会  
計会計検査委員会を以て組織し会  
議は定期的開催する場合 毎月  
行す

第二十二条 支部联合会委員会は一定地区に於ける  
全支部活動の執行機關にして支部選  
出委員会を以て組織し支部联合会委員長  
之を召集す

第二十三条 支部联合会は組合員及支部役員を以て  
組織し毎年一度支部長之を召集す但  
し幹事会必要と認めざる場合は組  
合員会を召集す

第二十四条 支部の会計を掌り支部联合会会計を  
監督す

第二十五条 執行委員は大会に於て選舉し組合長  
三席を補けて会務を管理するものと  
す

第二十六条 会計検査委員長及会計検査委員は大  
会に於て選舉し支部及支部の会計を  
監督するものとす

第二十七条 組合長は必要に応じ書記を任免する  
ことと定め

第二十八条 支部に於ける役員も選出する  
ことと定め

第二十九条 1. 支部長は支部篤会に於て選出され  
選出後は一切の会務を總理し其責に  
任ず

第二十九条 2. 支部長は支部篤会に於て選出され  
選出後は一切の会務を總理し其責に  
任ず

第三十条 1. 支部長は支部篤会に於て選出され  
選出後は一切の会務を總理し其責に  
任ず

第三十一条 1. 支部長は支部篤会に於て選出され  
選出後は一切の会務を總理し其責に  
任ず

第三十二条 1. 支部長は支部篤会に於て選出され  
選出後は一切の会務を總理し其責に  
任ず

第二十九条 会員三分の一以上の要求あり  
たる場合臨時開催することを得  
九幹事会は支部幹事を以て組織  
し必要ある毎に支部長之を召  
集す

第二十九条 本組合に次の役員を置く  
一組合長一名 二主事一名 三会計  
士四執行委員若干名 五会計  
検査委員長一名 会計検査委員  
若干名

第一組合長は大會に於て選舉し本  
組合を代表し事務を統理し一  
切の責に任ず

二主事は大會に於て選舉し組合  
長を補りて事務を担当す

三会計日大會に於て選舉し本  
組合を代表し事務を統理し一  
切の責に任ず

四幹事会は支部幹事会に於て選出され  
選出後は一切の会務を總理し其責に  
任ず

第五条 第一大條

第六条 第七條

第七条 第一大條

第八条 第一大條

第九条 第一大條

第十条 第一大條

第十一条 第一大條

第十二条 第一大條

第十三条 第一大條

第十四条 第一大條

第十五条 第一大條

第十六条 第一大條

第十七条 第一大條

第十八条 第一大條

第十九条 第一大條

第二十条 第一大條

第二十一条 第一大條

第二十二条 第一大條

第二十三条 第一大條

第二十四条 第一大條

第二十五条 第一大條

第二十六条 第一大條

第二十七条 第一大條

第二十八条 第一大條

第二十九条 第一大條

第三十条 第一大條

第三十一条 第一大條

第三十二条 第一大條